



宮 崎 県 公 報

令和8年6月1日 (月曜日) 第 717 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の再開…………… (“) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… (“) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (“) 2
- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 2
- 保安林の指定 (2件) …………… (自然環境課) 2

頁

- 林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 2
- 道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始 (2件) …………… (“) 3
- 道路の占用を制限する区域の指定 (2件) …… (“) 3
- 障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに
関する要綱の一部を改正する告示…………… (物品管理調達課) 4

公 告

- 危険物取扱作業の保安に関する講習の実施…………… (消防保安課) 4
- 保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 6
- 落札者等の公告…………… 6

告 示

宮崎県告示第 419号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号。以下「法」という。) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、法第55条の3第1号及び生活保護法施行規則 (昭和25年厚生省令第21号) 第12条 (中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
しばた泌尿器科内科	都城市鷹尾3丁目33街区3号	令和8年5月1日
まつもと眼科	日南市戸高1丁目4-7	令和8年5月1日
いわみ小児科医院	西都市妻1516-1	令和8年4月1日
あさぎり頭痛・脳神経クリニック	北諸県郡三股町樺山4969-2	令和8年4月1日

宮崎県告示第 420号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号。以下「法」という。) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から再開の届出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則 (昭和25年厚生省令第21号) 第14条の2 (

中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	再開年月日
もうりクリニック	延岡市北川町川内名7055-1	令和8年4月1日

宮崎県告示第 421号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号。以下「法」という。) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則 (昭和25年厚生省令第21号) 第14条の2 (中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
いづみ内科医院	都城市鷹尾3丁目33街区3号	令和8年3月28日
戸島クリニック	延岡市本町2丁目3番地5	令和8年3月1日
築瀬歯科医院	延岡市西小路6番地13	令和8年3月11日
西都児玉眼科	西都市御船町1丁目5番地	令和8年4月1日
いわみ小児科医院	西都市大字妻1516番地1	令和8年3月31日
えびの整形外科医	えびの市大字小田1169	令和8年4月1日

院	番地 1	
一心外科医院	北諸県郡三股町大字樺山4969番地 1	令和 8 年 3 月 31 日

宮崎県告示第 422号

生活保護法（昭和25年法律第 144号。以下「法」という。）第51条第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関の指定の辞退があったので、法第55条の 3 第 3 号及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第16条（中国残留邦人等支援法第14条第 4 項においてその例によるものとされた

場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
二葉薬局 堤	小林市堤2795-15	令和 8 年 5 月 7 日

宮崎県告示第 423号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 8 年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201991	ヘルパースタジオカルム	都城市高崎町大牟田2110番地16	合同会社三多香	都城市高崎町大牟田2110番地16	令和 8 年 6 月 1 日	居宅介護

宮崎県告示第 424号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 8 年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山宇雨仮屋3308（次の図に示す部分に限る。）、3311-2
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

字川ノ口1381-イ-1-2・1381-104（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 426号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第 3 項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和 8 年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称及び所在地
		種 穂	苗 木	
1445	井窪 浩太郎 宮崎県都城市高木町5003番地 3	採種 精 選	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	井窪 浩太郎 宮崎県都城市高木町5003番地 3

宮崎県告示第 425号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 8 年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字川ノ口1381-104（次の図に示す部分に限る。）、1381-イ-1-2
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は択伐による。

宮崎県告示第 427号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 6 月 1 日から同年同月 15 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
3	県道	日南志 布志線	日南市大字 隈谷字山ノ 神丙1688番 1地先から 同市同大字 同字丙1688 番1地先ま で	旧	8.8 ～ 20.5	35.0
				新	20.5 ～ 36.8	35.0

宮崎県告示第 428号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年6月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
27	県道	宮崎北 郷線	日南市北郷 町北河内字 次郎畑7524 番28地先か ら同市同町 北河内同字 7524番28地 先まで	旧	6.5～ 10.8	40.2
				新	7.9～ 10.8	40.2

宮崎県告示第 429号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年6月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
28	県道	日南高 岡線	日南市北郷 町北河内字 辰喰5957番 2地先から 同市同町北 河内同字59	旧	21.2 ～ 25.0	14.8
				新	23.4 ～ 33.9	14.8

			57番6地先 まで			
--	--	--	--------------	--	--	--

宮崎県告示第 430号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年6月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
27	県道	宮崎北 郷線	日南市北郷 町北河内字 次郎畑7524 番28地先か ら同市同町 北河内同字 7524番28地 先まで	令和8年6月1日

宮崎県告示第 431号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年6月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
28	県道	日南高 岡線	日南市北郷 町北河内字 辰喰5957番 2地先から 同市同町北 河内同字59 57番6地先 まで	令和8年6月1日

宮崎県告示第 432号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年6月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	日南志布志線	日南市大字隈谷山ノ神丙1688番1地先から同市同大字同字丙1688番1地先まで

- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日
令和8年6月16日

宮崎県告示第 433号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、関係図面は、令和8年6月1日から同年同月15日まで宮崎

障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。
令和8年6月1日

宮崎県告示第 434号

障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱の一部を改正する告示

障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱（平成18年宮崎県告示第 445号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 障がい者雇用促進企業 次に掲げる要件を満たす者であつて、第4条第1項の登録を受けたものをいう。 ア・イ [略]</p> <p>ウ 常時雇用する労働者の数に対するその雇用する障がい者である労働者の数の割合が、<u>100分の 2.5</u>以上であること。</p> <p>（3） [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 障がい者雇用促進企業 次に掲げる要件を満たす者であつて、第4条第1項の登録を受けたものをいう。 ア・イ [略]</p> <p>ウ 常時雇用する労働者の数に対するその雇用する障がい者である労働者の数の割合が、<u>100分の 2.7</u>以上であること。</p> <p>（3） [略]</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱（以下「新要綱」という。）第2条第2号の規定は、この告示の施行の日以後に新要綱第4条第1項の規定による登録を受ける者から適用し、同日前に改正前の障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱第4条第1項の規定による登録を受けた者については、なお従前の例による。

公 告

消防法（昭和23年法律第 186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

令和8年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	日南高岡線	日南市北郷町北河内字辰喰5957番2地先から同市同町北河内同字5957番6地先まで

- 2 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日
令和8年6月16日

1 講習の種類別、日時、場所及び期間

(1) 対面講習

種 別	日 時	場 所
給油取扱所に	7月29日（水） 13：30～16：30	小林中央公民館 小林市細野38番地1

おいて危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	8月4日(火) 9:30~12:30	高鍋町美術館 高鍋町大字南高鍋6916番地1	13:30~16:30	日南市木山2丁目4番地44								
	8月7日(金) 9:30~12:30	日向市日知屋公民館 日向市大字日知屋1425番地1	9月15日(火) 13:30~16:30	カルチャープラザのべおか 延岡市本小路39番地の1								
	8月17日(月) 9:30~12:30	都城市中央公民館 都城市姫城町7街区8号	9月16日(水) 9:30~12:30 13:30~16:30	カルチャープラザのべおか 延岡市本小路39番地の1								
	8月18日(火) 9:30~12:30	都城市中央公民館 都城市姫城町7街区8号										
	8月25日(火) 9:30~12:30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7										
	8月26日(水) 9:30~12:30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7										
	8月27日(木) 9:30~12:30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7										
	9月2日(水) 9:30~12:30	日南市生涯学習センター 日南市木山2丁目4番地44										
	9月14日(月) 13:30~16:30	高千穂町中央公民館 西臼杵郡高千穂町大字三田井 723番地1										
	9月15日(火) 9:30~12:30	カルチャープラザのべおか 延岡市本小路39番地の1										
給油取扱所以外において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	8月4日(火) 13:30~16:30	高鍋町美術館 高鍋町大字南高鍋6916番地1										
	8月7日(金) 13:30~16:30	日向市日知屋公民館 日向市大字日知屋1425番地1										
	8月17日(月) 13:30~16:30	都城市中央公民館 都城市姫城町7街区8号										
	8月18日(火) 13:30~16:30	都城市中央公民館 都城市姫城町7街区8号										
	8月25日(火) 13:30~16:30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7										
	8月26日(水) 13:30~16:30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7										
	8月27日(木) 13:30~16:30	宮崎市中央公民館 宮崎市宮崎駅東1丁目2番地7										
	9月2日(水)	日南市生涯学習センター										
	(2) オンライン講習											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習</td> <td>8月6日(木)から 9月8日(火)まで</td> </tr> <tr> <td>11月26日(木)から 12月25日(金)まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給油取扱所以外において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習</td> <td>8月6日(木)から 9月8日(火)まで</td> </tr> <tr> <td>11月26日(木)から 12月25日(金)まで</td> </tr> </tbody> </table>					種 別	期 間	給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	8月6日(木)から 9月8日(火)まで	11月26日(木)から 12月25日(金)まで	給油取扱所以外において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	8月6日(木)から 9月8日(火)まで
種 別	期 間											
給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	8月6日(木)から 9月8日(火)まで											
	11月26日(木)から 12月25日(金)まで											
給油取扱所以外において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	8月6日(木)から 9月8日(火)まで											
	11月26日(木)から 12月25日(金)まで											
2 講習の対象者 製造所、貯蔵所又は取扱所において現に危険物取扱作業に従事する者であって、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状又は丙種危険物取扱者免状の交付を受けており、かつ、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項若しくは第2項に規定する受講義務者												
3 講習科目及び講習時間数 (1) 危険物関係法令 1時間 (2) 危険物の火災予防等 2時間												
4 受講申請書の受付期間等 (1) 対面講習の場合 令和8年6月26日(金)から令和8年7月16日(木)まで(郵送の場合は、7月16日(木)の消印のあるものまで有効とする。) (2) オンライン講習の場合												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事前確認期間</th> <th>受付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月10日(水)から 6月22日(月)まで</td> <td>6月26日(金)から7月16日(木)まで (郵送の場合は、7月16日(木)の消印のあるものまで有効とする。)</td> </tr> <tr> <td>10月16日(金)から 10月26日(月)まで</td> <td>10月29日(木)から11月9日(月)まで (郵送の場合は、11月9日(月)の消印のあるものまで有効とする。)</td> </tr> </tbody> </table>					事前確認期間	受付期間	6月10日(水)から 6月22日(月)まで	6月26日(金)から7月16日(木)まで (郵送の場合は、7月16日(木)の消印のあるものまで有効とする。)	10月16日(金)から 10月26日(月)まで	10月29日(木)から11月9日(月)まで (郵送の場合は、11月9日(月)の消印のあるものまで有効とする。)		
事前確認期間	受付期間											
6月10日(水)から 6月22日(月)まで	6月26日(金)から7月16日(木)まで (郵送の場合は、7月16日(木)の消印のあるものまで有効とする。)											
10月16日(金)から 10月26日(月)まで	10月29日(木)から11月9日(月)まで (郵送の場合は、11月9日(月)の消印のあるものまで有効とする。)											
オンライン講習を受講しようとする者は、事前確認期間に一												

一般社団法人宮崎県危険物安全協会のホームページから事前確認
 手続を行い、受講が可能であることを確認した上で、受付期間
 に受講申請書を提出すること。

5 受講申請書の提出先
 宮崎市橋通東 2 丁目 7 番 18 号 大淀開発ビル内（〒 880-0805
 ）
 一般社団法人宮崎県危険物安全協会

6 受講手数料
 5,300円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

7 その他
 (1) 受講申請書は、一般社団法人宮崎県危険物安全協会、各地区
 危険物安全協会、宮崎県総務部危機管理局消防保安課、各消防
 本部又は一部町村役場（西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町）
 で交付する。
 (2) 詳細については、一般社団法人宮崎県危険物安全協会（電話
 0985（22）1868）又は宮崎県総務部危機管理局消防保安課（電
 話0985（26）7065）に問い合わせること。

保安林の令和8年度における皆伐による立木の伐採につき、森林
 法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積
 の限度を次のように定める。
 令和8年6月1日
 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川	水源かん養保安林	734.55
北川	土砂流出防備保安林	95.53
北川	干害防備保安林	1.84
北川	魚つき保安林	0.76
五ヶ瀬川	水源かん養保安林	2,581.65
五ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	201.35
五ヶ瀬川	干害防備保安林	14.75
五ヶ瀬川	魚つき保安林	2.03
五ヶ瀬川	保健保安林	5.62
五十鈴川	水源かん養保安林	909.75
五十鈴川	土砂流出防備保安林	11.55
五十鈴川	干害防備保安林	26.33
五十鈴川	保健保安林	0.22
耳川	水源かん養保安林	2,095.88
耳川	土砂流出防備保安林	121.12
耳川	干害防備保安林	1.52
小丸川上流	水源かん養保安林	245.07
小丸川上流	土砂流出防備保安林	41.48
小丸川上流	干害防備保安林	0.19
一ッ瀬川	水源かん養保安林	2,890.89
一ッ瀬川	土砂流出防備保安林	114.21
一ッ瀬川	干害防備保安林	4.30
一ッ瀬川	保健保安林	2.23
小丸川下流	水源かん養保安林	861.02
小丸川下流	土砂流出防備保安林	27.10
小丸川下流	干害防備保安林	2.66
小丸川下流	保健保安林	6.74

川内川上流	水源かん養保安林	749.91
川内川上流	土砂流出防備保安林	48.32
川内川上流	防風保安林	0.46
川内川上流	干害防備保安林	18.32
大淀川本流	水源かん養保安林	1,465.38
大淀川本流	土砂流出防備保安林	195.72
大淀川本流	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流	防風保安林	0.57
大淀川本流	干害防備保安林	10.88
大淀川本流	保健保安林	5.44
本庄川	水源かん養保安林	1,672.90
本庄川	土砂流出防備保安林	12.38
本庄川	防風保安林	0.12
本庄川	干害防備保安林	2.74
本庄川	保健保安林	7.31
大淀川中流	水源かん養保安林	1,432.73
大淀川中流	土砂流出防備保安林	76.32
大淀川中流	干害防備保安林	2.80
広渡川	水源かん養保安林	1,383.98
広渡川	土砂流出防備保安林	182.90
広渡川	干害防備保安林	1.90
広渡川	保健保安林	0.28
福島川	水源かん養保安林	505.93
福島川	土砂流出防備保安林	25.38
福島川	干害防備保安林	3.61

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
 。

令和8年6月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 落札に係る物品等（特定役務）の名称及び数量
 宮崎県庁業務用ソフトウェアライセンス一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- 落札者を決定した日
 令和8年3月30日
- 落札者の氏名及び住所
 リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部宮崎支社宮
 崎営業部
 宮崎市高千穂通 1 丁目 6 番 25 号
- 落札金額
 870,484,150円
- 一般競争入札の公告を行った日
 令和8年2月26日